

病原性大腸菌O-157対策本部を設置

(腸管出血性)大腸菌O-157による集団感染は、「何かよくわからないが、死に至る恐ろしい病気」ということが先行するなど一種のパニックの状態に陥っていました。

1996年7月に堺市で学校給食による学童の集団感染が発生し、死者3名を出すなど、(腸管出血性)大腸菌O-157は全国的に猛威を振るい始め、マスコミで連日連夜報道されるなど、一種のパニック状態に陥っていました。腸管出血性大腸菌感染症はO157をはじめとするベロ毒素産生性の腸管出血性大腸菌(EHEC)で汚染された食物などを経口摂取することによっておこる感染症です。症状は、無症候性から軽度の下痢、激しい腹痛、頻回の水様便、さらに、著しい血便とともに重い合併症を起し死に至るものまで、様々です。

1982年に米国でハンバーガーを原因とする集団食中毒事例が発生し、その原因菌として腸管出血性大腸菌O-157が分離されました。我が国では、1990年に幼稚園の井戸水を原因としたO-157集団発生事件で注目されました。その後、1996年には、5月に岡山県の小学校でO-157による集団発生事例、そして7月には堺市で集団発生しています。

スーパーや青果市場での取引停止や消費者の買い控えなど、カイワレ犯人説とする“風評被害”が起きました。また、パニック状態はやがて、感染者に対するいじめや差別・排除へとつながっていくなど、「自分と直接利害が関係したときに差別が表面化する」ということを如実に示しました。

堺市での集団発生では、厚生省が対策関係閣僚会議に、カイワレダイコンについて「原因食材とは断定できないが、その可能性も否定できない」と原因究明調査の中間報告を提出しています。その結果スーパーや青果市場が取引を停止したり、消費者が買い控えたりして被害(風評被害)が出て、カイワレの生産者でつくる協会加盟19社が、「菌が検出されていないのにカイワレ犯人説を公表され被害を受けた」として、国に損害賠償を求める訴えを起しています。

カイワレダイコンの“風評被害”をめぐるこの訴訟は、2001年5月の判決では国の賠償を認めなかった一方、2003年5月の2審判決では、国の公表方法に過失があったとして、国の賠償を認める逆転判決が下されました。国はその後上告をしましたが、最高裁は2004年12月、国の上告を受理しない決定をし、府内業者が提訴した別の訴訟(大阪高裁で国の賠償を認める判決、国が上告)とともに、国の賠償を命じた判決が確定しています。

堺市の「一種のパニック状態」は、やがて感染者に対するいじめや差別・排除へとつ

ながら、さらには「堺市に住んでいる」というだけで、宿泊のキャンセルや採用・就労の拒否へと拡大していきました。

「無知ということが偏見や差別につながる」と言われますが、「〇—157」は、このことを端的に示しました。「自分や家族を守りたい」という当然の意識が、やがて「感染した人と関わりたくない」になり、さらには「感染した人を排除したい」という意識に変わっていくなど、「自分と直接利害が関係したときに差別が表面化する」ということを如実に示しています。

「〇—157」問題は、具体的な問題が起こった時に、どう対応するかに一人ひとりの、そして地域全体の「人権感覚」が問われているといえます。西成区で「〇—157」が発生、その時の対応は「自分の命と健康は自らが守る」「差別・排除を許さず、人権を守る」の立場から取り組みました。

同年7月には「西成区で2名の患者が発生」との新聞報道。地区内の学校や西成保健所・市役所などへの問い合わせといった「患者探し」ともいうべき状況が生まれ、憶測やデマ情報が飛び交いはじめました。西成地区街づくり委員会と部落解放同盟西成支部は、その日のうちに西成地区の全ての団体に呼び掛けて「〇—157 対策本部」を結成し、次のような立場から訴えました。

- 「自分の命と健康は自らが守る」という立場から
「〇—157」に関する正しい知識と予防法の徹底
- 「差別・排除を許さず、人権を守る」という立場から
差別と排除をなくし、もし感染しても、みんなで支え合い、安心して生活できる地域をつくっていく

緊急対策本部は、午後9時までの電話相談体制をとり、2次感染防止のための対策を実施しました。具体的には感染防止に向けての正しい知識や感染してからの対処等、保健所の指示を正しく伝えるため、ニュースを発行し、町会、民生委員、老人会、PTA、住宅など全ての住民に配布しました。

また、高齢者、障がい者への食事サービスや学校・子ども会給食についても、携わる全ての職員の検便や施設消毒の徹底をおこない、弁当が届いたらすぐに食事をする。また食器の回収の際の安否確認など徹底をおこない中止することなく実施しました。また、感染者への偏見を解消するための取組としても保護者説明会を開催するなど対応してきました。こうしたこととともに、大阪市に対して、全生徒・児童や全関係職員に対する検便の実施等を要求し、実現しました。

<活 動>

- 7月 25日 西成地区緊急対策会議
- 26日 民生委員説明会
- 29日 大阪市と協議
- 31日 北津守小保護者説明会
- 8月 1日 7保育所保護者説明会
- 2日 第2回対策会議
- 9日 長橋小・松之宮小学校説明会
- 12日 鶴見橋中学校説明会
- 29日 梅南中学校説明会

「〇ー157」問題は「差別の仕組み」を教えてくれたとともに、給食等の安全性の徹底化や人権尊重を第一とした情報管理と住民啓発などにより、偏見を最小限に防止できました。そこには、まちづくり活動や人権問題に敏感な部落解放運動が、住民一人ひとり、地域全体の人権感覚を磨いたものといえます。

ただ、北津守小学校の説明会では、会場の体育館がいっぱいになるほどで、「〇ー157」に対する地域住民の「関心と不安」の高さを物語っていました。しかし「対策本部」からの説明にも関わらず、説明会の直後に、解放会館に「△△小でも感染者が出たというのは本当か」という全く事実無根の情報に基づく問い合わせの電話がかかるなど、問題の深刻さが浮き彫りになるとともに、「感染者」と言われた人や家族に対する「排除」も行われました。対策本部では、保護者を中心にその後も説明会を開催し、関係施設での給食の安全性の徹底等への取り組みとともに、人権尊重を第一とし、厳格な情報管理、住民啓発を行い、“偏見”の流布は最小限で防止されました。

1996年代は、文章の中から物語の矛盾と差別性を感じ取った中学生の問題提起から始まり、中学生自身による西成差別撤廃の行動を展開した「別冊フレンド差別事件」など、同和教育・人権教育の重要性を認識した取り組みがありました。また、これからの西成のまちは、人間が主人公のまち(都市)へと生まれ変わろうという思いを表した「未来に輝く人間都市」をコンセプトとする「西成地区総合計画」を提案するなど、まちづくりへの参加意識の高まりもありました。

出典：一変身、5年の軌跡― 西成の部落解放運動
：部落解放同盟西成支部第32回大会議案書

発行日：1998年7月15日
発行：部落解放同盟西成支部
発行日：1997年6月15日